Ｓａｇａモビリティセンター整備（電気）工事に係る競争入札実施要領

（趣旨）

第１条　佐賀市交通局が発注するＳａｇａモビリティセンター整備（電気）工事（以下「本工事」という。）の契約の締結については、透明性、競争性及び公正性を確保するために、別に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

（入札方法）

第２条　本工事に係る受注者の決定は、条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）により決定するものとする。

（公告及び公表）

第３条　佐賀市自動車運送事業管理者（以下「管理者」という。）は、本工事に関し地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の６及び佐賀市財務規則（平成１７年佐賀市規則第６２号）第８４条に定める内容について公告するものとする。

２　前項の規定による公告は、佐賀市の掲示板に掲示することにより行う。

３　第１項の規定による公告に定める内容について、佐賀市交通局及び佐賀市のホームページに公表する。

（一般競争入札参加資格）

第４条　本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる事項について公告に定められた要件を全て満たす者とする。

(1) 佐賀市における令和７・８年度入札参加資格審査の結果、電気工事の等級が、Ａ級に認められた者の本店、支店又は営業所の所在地

(2) 本工事を施工するために必要な法令の許可

(3) 技術者等の配置

(4) 経営事項審査の有効期間

２　次に掲げる者は、申込同時入札に参加することができない。

(1) 令第１６７条の４第２項に規定する者

(2) この公告の日から開札の日までの間のいずれかの日において、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けていること。

ア 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。イにおいて同じ。）による指名停止等の措置

イ 佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）

(3) 一括下請、下請代金支払の遅延等について、関係行政機関からの情報により、

受注者の下請契約関係が不適切であると管理者が認める者

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者及びこれに準じる者として、本工事から排除要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると管理者が認める者

(5) 経営状態が著しく不健全であると管理者が認める者

(6) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署の指導があり、これに対する改善義務を怠るなど受注者として不適当であると管理者が認める者

(7) その他資格審査において不適当であると管理者が認める者

（入札参加申請及び入札の同時実施）

第５条　入札参加を希望する者は、入札参加申請及び入札（以下「申請及び入札」という。）を同時に行わなければならない。

２　申請及び入札を行った者は、入札を辞退することができない。

（申請及び入札）

第６条　申請及び入札は、第３項に定める提出書類を郵送することにより行わなければならない。この場合において、郵便法（昭和２２年法律第１６５号）に規定する書留（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。直接持参その他の方法による提出は認めない。

２　提出書類の提出期限及び提出先は、公告で定める。

３　申請及び入札に必要な提出書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条件付一般競争入札参加申請書

(2) 営業所等調書及び資本的関係・人的関係調査票（佐賀市内に本店を有しない者に限る。）

(3) 入札書及び工事費内訳明細書（本工事名と商号名を記入した封筒（以下「中封筒」という。）に入れて封印をすること。）

４　入札参加を希望する者は、申請及び入札を行うに当たり、次に掲げる事項について留意するものとする。

(1) 条件付一般競争入札参加申請書には、必要事項を記入すること。

(2) 入札書には、入札金額、本工事名、工事場所、日付、所在地、商号名及び代表者氏名を記入し、使用印鑑として佐賀市に届出をした印鑑を押印すること。この場合において、入札書の日付は、開札の日を記入すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に１００分の１１０を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に１１０分の１００を乗じて得た金額を入札金額とすること。

(4) 入札書及び工事費内訳明細書は、中封筒に入れ、のり付けして封印すること。

(5) 中封筒には２件以上の入札書及び工事費内訳明細書を封入しないこと。

(6) 中封筒は、１件の入札につき１通とすること。
(7) 中封筒に入れていない提出書類（次号において「参加申請書等」という。）及び中封筒は、本工事名と商号名を記入した封筒（以下「外封筒」という。）に入れること。
(8) 外封筒には２件以上の参加申請書等及び中封筒を封入しないこと。
(9) 外封筒は、１件の入札につき１通とすること。

（開札）

第７条　開札は、一般公開とする。

２　開札を行う日時及び場所は、公告で定める。

３　開札は、入札参加申請者のうち立会いを希望する者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、立会いを希望する者がいないときは、令第１６７条の８第１項の規定により、入札事務に関係のない佐賀市交通局事務局職員を立ち会わせるものとする。

４　開札をした場合において落札者となるべき者がないときには、開札日の午後に再度入札を行う。その際は電話で連絡をする。ただし、次に掲げる事項に該当した者は、再度入札に参加することができない。
(1) 無効の入札をした者、辞退した者又は入札書を提出しなかった者
(2) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格未満の価格で入札した者

（設計図書等の交付場所及び期間）

第８条　入札参加申請者に対する本工事の仕様書、図面及び現場説明書等（以下「設計図書等」という。）の交付場所及び期間は、公告で定める。

（設計図書等に対する質問及び回答）

第９条　設計図書等に対する質問及び回答は、次のとおりとする。
(1) 設計図書等に対する質問は、公告に定める質問期限までに公告で定める質問先においてメールで受け付ける。質問の際は、必ず指定の質疑回答用紙（Excel形式）で提出すること。指定の様式以外は受付できない。
(2) 前項の質問に対する回答は、公告で定める回答方法により行うものとする。

（入札参加資格の確認等）

第１０条　入札参加申請者のうち入札に参加する資格のない者への連絡は、公告で定める期限までに電話により行う。この場合において、第５条第１項の規定により入札参加申請書と同時に行われた入札書は、無効とする。

２　入札参加申請者のうち入札参加資格のある者への連絡は行わない。

（入札保証金）

第１１条　入札保証金は、免除とする。

（予定価格）

第１２条　予定価格は、落札者の決定後に公表する。

（最低制限価格）

第１３条　最低制限価格は、公告で定める。

２　最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定しない。

（入札の無効）

第１４条　入札を無効とする事項は、公告に記載する。

（入札の中止）

第１５条　次のいずれかに該当するときは、入札を中止する。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触する行為を行ったと認めるとき。

(2) 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が共謀、結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。

(3) 地形又は工作物の変動により、本工事を履行することができなくなったとき。

(4) 本工事の廃止又は変更の必要があると認めるとき。

（落札者の決定）

第１６条　落札者は、入札金額に１００分の１１０を乗じて得た額（この額に１円未満の端数を生じたときは、この端数を切り捨てた額）が予定価格以下であり、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者とする。

２　落札となるべき同価格の入札を行った者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（落札者の決定の取消し）

第１７条　落札者に決定した時から契約締結の時までの間に、落札者が次に掲げる要件に該当するとき、又は当該要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市交通局は、一切の損害賠償の責を負わない。

(1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（令和８年４月１日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件

(2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る要件

（契約保証金）

第１８条　契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上とする。

（入札結果の公表）

第１９条　本工事名、入札経過、落札業者名について、落札決定の日から、佐賀市総務部契約監理課及び佐賀市総務部総務法制課情報公開係において閲覧に供する。

（その他）

第２０条　提出書類についての説明会及び現場説明会は、実施しない。

２　管理者は、提出書類について、特に必要があると認めたときは、説明を求めることができるものとする。

３　提出書類の作成に要する費用は、参加申請者の負担とし、提出後の提出書類は返却しない。この場合において、管理者は、当該提出書類の公表及び無断使用は行わないものとする。

４　入札参加を希望する者及び入札参加申請者は、設計図書等を熟知するとともに、入札実施要領を遵守しなければならない。